

2026年6月17日成立

# 成年後見制度が変わります！

～「終身利用」から「必要なときに必要な支援」へ～

認知症や障がいなどで判断能力が不十分な方を支える成年後見制度が、より柔軟で使いやすい制度に見直されます。

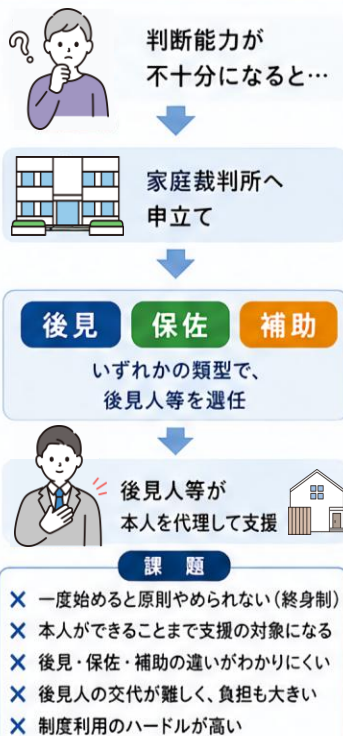
資料3

(委員意見反映版)

改正民法

公布後、順次施行予定

## 現在の成年後見制度



## 改正のポイント 5つの見直し

### 1 制度利用の要件

必要性和本人の同意原則の導入



判断能力の不十分さだけでは決まらない

### 2 本人に必要な権限だけを付与(限定的な代理権)



本人ができることは本人が行う

### 3 必要な期間だけ利用できる



必要な手続きが終われば利用終了が可能に

これまでの「原則終身利用」を見直し

### 4 本人の意思をより尊重(意思決定支援の重視)



### 5 後見人等の交代がしやすい



## 目指す姿(制度の効果)

日常は地域で意思決定支援を受けながら暮らす



本当に必要な時だけ成年後見制度を利用



制度の仕組みも変わります(参考)

後見・保佐・補助の3類型

後見 → 保佐 → 補助

補助を基本とした柔軟な仕組みへ(類型はなくなります)

改正のイメージ

これまで 一度使うと長期間続く制度(終身制・包括的な代理)

これから 必要なときだけ利用する制度(期間限定・必要な支援を柔軟に)

本人を中心に、一緒に考え、支える制度へ



この改正は… ✓ 制度の利用をためらっていた方の利用促進 ✓ 支援の質の向上・適切なマッチング ✓ 成年後見制度の利用促進と地域共生社会の実現につながります。

※施行日や運用の詳細は、今後の法務省令や裁判所の運用指針等で定められます。